

議案第42号

取手市個人情報保護条例及び取手市情報公開条例の一部を改正する条例について

取手市個人情報保護条例（平成12年条例第7号）及び取手市情報公開条例（平成12年条例第6号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年9月1日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人識別符号（指紋、顔認識データ、旅券番号等）に係る個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報（人種、信条、病歴等）の取扱いに関する規定が整備されたことを踏まえ、市においても同様の整備を行うとともに、市が出資している出資法人が個人情報の保護に関する法律の適用となったことを踏まえた当該法人への要請規定の削除その他所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。

取手市個人情報保護条例及び取手市情報公開条例の一部を改正する条例

(取手市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 取手市個人情報保護条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報(法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、<u>次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号</u> <u>次のいずれかに該当</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む。)</u>をいう。<u>ただし、次に掲げるものを除く。</u></p> <p>ア <u>法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報</u></p> <p>イ <u>事業を営む個人に関する情報のうち当該事業に関する情報</u></p>

する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4)から(8)まで (略)

(9) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関の長が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理

(2)から(6)まで (略)

(7) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関の長が保有しているものをいう。

がされているもの

(10)及び(11) (略)

(収集の制限)

第6条 (略)

2 実施機関の長は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(1) 法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき。

(2) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要があるとき。

(3) 個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であるとき。

3 (略)

(情報の開示義務)

第15条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号に掲げる個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体、財産その他の個人に関する情報であって、開示することにより、個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

(2)から(7)まで (略)

2 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 (略)

2 実施機関の長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者又は

(8)及び(9) (略)

(収集の制限)

第6条 (略)

2 実施機関の長は、思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)に定めがあるとき、又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ不可欠であるときは、この限りでない。

3 (略)

(情報の開示義務)

第15条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号に掲げる個人情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 個人の生命、身体、財産その他の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、開示することにより、個人の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの

(2)から(7)まで (略)

2 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第19条 (略)

2 実施機関の長は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者又は

当該実施機関以外の者が、当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に、少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関の長は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第27条及び第28条において「反対意見書」という。)を提出した第三者又は当該実施機関以外の者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

第36条及び第37条 (略)

第38条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た第2条第9号の情報に該当する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条から第41条まで (略)

当該実施機関以外の者が、当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示の決定をするときは、開示の決定の日と開示を実施する日との間に、少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関の長は、開示の決定後直ちに、当該意見書(第28条において「反対意見書」という。)を提出した第三者又は当該実施機関以外の者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知しなければならない。

(出資法人等への要請)

第36条 市長は、市が出資している法人その他市の行政運営と密接な関連を有する団体(以下「出資法人等」という。)に対し、この条例の定めに準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

2 前項の規定により市長から協力の要請があったときは、当該出資法人等は、これに適切に対応するよう努めなければならない。

第37条及び第38条 (略)

第39条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た第2条第4号の情報に該当する個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第40条から第42条まで (略)

(取手市情報公開条例の一部改正)

第2条 取手市情報公開条例(平成12年条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(情報の開示義務)	(情報の開示義務)

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該情報を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときで、当該情報のうち公益上必要となる当該公

第7条 実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該情報を開示しなければならない。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア及びイ (略)

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときで、当該情報のうち

務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報 (2)から(7)まで (略) 2 (略)	公益上必要となる当該公務員等の職, 氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報 (2)から(7)まで (略) 2 (略)
--	---

付 則

この条例は、公布の日から施行する。